

議員提出第5号議案

新城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月26日提出

提出者 新城市議会議員 丸山 隆弘

〃 竹下修平

〃 鈴木長良

賛成者 新城市議会議員 鈴木達雄

〃 浅尾洋平

〃 小林秀徳

理由

この案を提出するのは、政務活動費のより適切な取り扱いのために改正する必要があるからである。

新城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年新城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>○新城市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成17年10月1日</p> <p>条例第8号</p> <p><u>(交付額)</u></p> <p><u>第4条 会派に対して交付する政務活動費の額は、当該会派の所属議員の数に月額1万2,500円を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 会派に属さない議員に対して交付する政務活動費の額は、議員1人につき月額1万2,500円とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の日数に対する在籍又は在職の日数により日割りで計算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を政務活動費の額とする。</u></p> <p><u>(1) 月の途中において会派の所属議員の数に異動があった場合</u></p> <p><u>(2) 月の途中において新たに会派が結成された又は政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合</u></p> <p><u>(3) 月の途中において新たに議員となった者又は議員でなくなった者がある場合</u></p>	<p>○新城市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>平成17年10月1日</p> <p>条例第8号</p> <p><u>(会派に対して交付する政務活動費)</u></p> <p><u>第4条 会派に対して交付する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額12,500円を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の政務活動費は、毎年4月1日における当該会派の所属議員数により算出した額の当該年度分を4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p><u>3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。</u></p> <p><u>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</u></p>

(交付方法)

第5条 政務活動費は、当該年度分（会派の場合は、4月1日における当該会派の所属議員の数により算出した額）を4月30日までに交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が開始する場合は、任期が開始する日から30日以内に交付する。

(異動等に伴う調整)

第6条 年度の途中において議会が解散したときは、会派又は会派に属さない議員は、解散の日以降の期間の政務活動費を返還しなければならない。

2 年度の途中において、会派の所属議員の数に異動が生じた場合、当該会派に対して既に交付した政務活動費の額が、異動後の所属議員の数に基づいて計算した額を下回るときは、その差額を追加して交付し、上回るときは、会派は、その差額を返還しなければならない。

3 年度の途中において、新たに会派が結成されたときは、結成された日以降の期間の政務活動費を交付する。

4 年度の途中において、会派が解散したときは、会派は、解散の日以降の期間の政務活動費を返還しなければならない。

5 年度の途中において、会派から脱会して会派に属さない議員となったときは、会派に属さない議員となった日以降の期間の政務活動費を交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(会派に属さない議員に対して交付する政務活動費)

第6条 会派に属さない議員に対して交付する政務活動費の額は、基準日在職する議員1人につき月額12,500円とする。

2 前項の政務活動費は、当該年度分を4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 基準日において会派に属さない議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 年度の途中において会派に属さない議員となった者に対しては、当該会派に属さない議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

5 政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員が年度の途中において議員でなくなったとき又は会派に属すこととなったときは、当該議員であった者若しくはその相続人又は会派に属することとなった議員は、当該議員でなくなった日又は当該会派に属することとなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月

6 年度の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡により議員でなくなったとき
又は会派に属すこととなったときは、議員（相続人を含む。）は、議員でなくなつ
た日又は会派に属することとなった日以降の期間の政務活動費を返還しなければなら
ない。

分) 以降の政務活動費を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年11月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の新城市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。